○○区　自主防災組織規約

記載例

（名称）

第１条　この会は、○○区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第２条　本会の活動拠点は、次のとおりとする。

　⑴　平常時は〇○とする。

　⑵　災害時は〇○とする。

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　⑴　防災に関する知識の普及・啓発に関する事業

　⑵　地震等に対する災害予防に資するための地域における災害危険箇所の把握に関する事業

　⑶　防災訓練の実施に関する事業

　⑷　地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関する事業

　⑸　防災資機材の備蓄に関する事業

　⑹　その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第５条　本会は、○○区内にある世帯をもって構成する

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　⑴　会長　　１名

　⑵　副会長　○名

　⑶　班長　　○名

２　役員の任期は〇年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（総会及び役員会）

第８条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、○○区総会と同時に開催する。

３　総会は、次の事項を審議する。

　⑴　規約の改正に関すること

　⑵　防災計画の作成及び改正に関すること

　⑶　事業計画に関すること

　⑷　予算及び決算に関すること

　⑸　その他、総会が特に必要と認めた事項に関すること

４　役員会は、会長が招集し必要な事項を審議する。

（防災計画）

第９条　本会は、地震等による被害の防止と軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

　⑴　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること

　⑵　防災知識の普及に関すること

　⑶　災害危険箇所の把握に関すること

　⑷　防災訓練の実施に関すること

　⑸　地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること

　⑹　その他必要な事項

（会費・経費）

第10条　本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第11条　本会の会計年度は、毎年〇月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

（その他）

第12条　この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付　則

　この規約は、令和○年〇月○日から実施する。